

# 健康増進事業に関する情報連携概念図

番号法及び健康増進法の改正を踏まえ、令和4年6月より健(検)診情報の他自治体との情報連携を、下記のとおり行う。

1. 保健情報システム、団体内統合宛名等システムによる新宿区自治体中間サーバーを介した情報照会
2. 保健情報システム、団体内統合宛名等システムによる新宿区自治体中間サーバーを介した情報提供

## 保健情報システム、団体内統合宛名等システム、新宿区自治体中間サーバーを介した健康増進法による各種健(検)診の連携（照会・提供）

各種がん検診、歯周疾患健診、  
肝炎ウイルス健診、骨粗しょう  
症健診結果データ

・国や他自治体と送受信する情報項目は、番号法で認められているもののみ。  
・個人を特定できる情報は、国や他自治体との送受信を行わない。

国や他自治体との情報の送受信には、専用のネットワーク回線を利用し、インターネットとの接続はない。

